

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和2年2月21日

関東地方整備局 常総国道事務所長 近藤 進

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、緊急時等の移動手段として、また公共交通機関が利用できない時間帯の交通手段として利用する必要があることから、道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けた者で、常総国道事務所（以下「当事務所」という。）が指定した時間、台数、場所に速やかに配車できる体制を有しており、従前から当事務所との間で乗用自動車による旅客運送の契約を締結し、迅速かつ適切に業務を行った実績を有している者（以下、「特定法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、その全ての者との契約手続きに移行する。

2. 業務概要

(1) 業務名

R 2 常総国道一般旅客自動車供給

(2) 業務内容

本業務は、当事務所が指示する日時及び区間における乗用自動車による旅客運送を行うものである。

(3) 履行期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

3. 業務目的

本業務は、深夜あるいは早朝時間帯や官用車が不足する場合等における交通手段を確保することにより、当事務所の業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

4. 参加者に求める応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ②会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤説明書の交付を直接受けた者であること。

2) 必要な資格に関する要件

国土交通省関東運輸局から道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けている者であること。

3) 業務執行体制に関する要件

イ) 車両保有台数 10 台以上

ロ) 配車待時間 1) 24 時間迅速な配車対応が可能であること。

2) 8時から22時までの時間帯は、15分以内に当事務所（茨城県土浦市川口1-1-26）に配車できること。

ハ) 無線サービスがあること。

二) 事業者から交付されるタクシーチケットにより乗車できること。なお、降車時には、領収書、未収書、計算書等のタクシー使用実績を明らかにする書面をタクシー使用者に発行すること。

ホ) 事務取扱手数料が発注者にかからないこと。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒300-0033 茨城県土浦市川口1-1-26 アーバンスクエア土浦ビル4階

常総国道事務所 総務課 契約係 電話 029-826-2040 FAX 029-826-4671

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 説明書を上記(1)の問い合わせ先で交付する。

交付期間は令和2年2月21日から令和2年3月12日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、8時30分から17時15分まで（最終日は13時まで）とする。また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

2) 希望者には、記録媒体（CD-R等、USBは不可）を上記(1)に持参することにより電子データを交付するので、予め上記(1)の問い合わせ先に申し出ること。また、郵送による場合には、予め上記(1)の問い合わせ先に連絡し、上記(1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、担当者の連絡先が分かるものを同封し郵送すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和2年3月12日（木）13時00分

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
5. (1)に同じ。
- (3) 詳細は説明書による。